

令和8年（フ）第122号

山口県宇部市岬町3丁目9番3－1号
債務者 岡田ひでみ
1 決定年月日時 令和8年9月18日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 前田 琢治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月15日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和9年1月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和8年（フ）第39号

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1098番地、旧住所岐阜県瑞浪市益見町2丁目118番地
債務者 佐橋 加与（旧姓 三宅）
1 決定年月日時 令和8年9月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡辺 慎也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年2月2日午前11時
5 免責意見申述期間 令和9年1月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和8年（フ）第131号

新潟県長岡市中之島中条丙409番地
債務者 山田 鮎子
1 決定年月日時 令和8年9月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年（フ）第144号

新潟県長岡市新保2丁目7番24号 サンハイム陽水303号室
債務者 石田 敦
1 決定年月日時 令和8年9月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年（フ）第179号

愛知県蒲郡市三谷町諏訪山126番地1 三谷の調べ405
債務者 市川 亮太
1 決定年月日時 令和8年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年（フ）第648号

北九州市八幡西区大字本城3453番地20（レジデンス相坂303）、前住所京都市北区鷹峯土天井町23番地1 B－126号
債務者 小林由起子
1 決定年月日時 令和8年9月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第688号

北九州市八幡西区友田3丁目2番14－306号
債務者 尾上 辰雄
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第714号

北九州市八幡西区力丸町2番16－102号、前住所北九州市小倉北区足立2丁目4番1－204号
債務者 松永 弘樹
1 決定年月日時 令和8年9月16日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第769号

北九州市戸畑区中原西2丁目17番10－101号、前住所北九州市戸畑区中原西1丁目6番11－204号
債務者 石脇 政則
1 決定年月日時 令和8年9月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第78号

北海道北見市春光町5丁目5番7号
債務者 清野 崇
1 決定年月日時 令和8年9月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年（フ）第620号

相模原市中央区星が丘3丁目4番10号 U S A M I コーポ102
債務者 西川 千晶（旧姓下家）
1 決定年月日時 令和8年9月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第756号

北九州市八幡西区大浦1丁目8番27号(102)、前住所北九州市八幡西区日吉台2丁目6番6号
債務者 上田 美起
1 決定年月日時 令和8年9月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第760号

北九州市八幡東区祇園3丁目5番3号（ざおんスリーハウス203号）
債務者 吉田 晃久
1 決定年月日時 令和8年9月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第761号

北九州市八幡東区祇園3丁目5番3号（ざおんスリーハウス203号）
債務者 吉田えりか
1 決定年月日時 令和8年9月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第289号

盛岡市中野一丁目9番27－402号、前住所岩手県一関市山目字十二神57番地4 ビュアソレイユ602
債務者 大倉 正
1 決定年月日時 令和8年9月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第287号

群馬県伊勢崎市今泉町2丁目810番地3
債務者 浜野香奈子
1 決定年月日時 令和8年9月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係